

令和6年2月1日

周南市長 藤井律子様

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井徹也

令和4年度の市民参画の実施状況の評価について（答申）

令和5年7月20日付け周市声第25号で諮問があった次の事項について下記のとおり答申します。

諮問事項

- 1 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
- 2 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項
- 3 その他市民参画の推進に関する事項

記

1 市民参画の実施状況の評価の対象について

市民参画の実施状況の評価をより精到なものとするため、令和4年度に市民参画を実施した全50施策の中から27施策を選択して評価しました。

(1) 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策

市民参画を実施した5施策の全て（次に掲げるもの）を評価しました。

- ・ 周南市犯罪被害者等支援計画の策定
- ・ 第2期周南市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し
- ・ 周南市住生活基本計画の改正
- ・ 周南都市計画の変更
- ・ 周南市立地適正化計画の変更、進捗管理

(2) 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策

市民参画を実施した45施策の中から22施策（次に掲げるもの）を選択して評価しました。

- ・ 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査、調査
- ・ 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価
- ・ スマートシティの推進
- ・ 第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理
- ・ 市民参画の推進
- ・ 地域づくりの推進・ 鹿野観光交流拠点施設整備構想の策定
- ・ 野犬等対策の推進
- ・ ごみ対策の推進

- ・ 男女共同参画の推進
- ・ 地域福祉計画の進捗状況の評価
- ・ 第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げる事業の進捗管理
- ・ 地域の障害福祉に関するシステムづくり
- ・ 水素エネルギー利活用の推進
- ・ 地産地消の促進
- ・ 空家等対策の推進
- ・ 富田西部第一土地区画整理事業の推進
- ・ 新南陽総合支所庁舎建設基本設計の作成
- ・ 大田原自然の家の管理運営
- ・ 教育集会所の運営
- ・ 学校部活動の円滑な地域移行に向けた環境構築
- ・ 図書館の管理及び運営

2 周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について

原則として市民参画を実施する施策となりますので、周南市市民参画条例等（以下、「条例等」といいます。）の規定を遵守し、適正に市民参画が実施されて然るべきとの観点から評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 審議会等

おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。

しかしながら、一部の審議会等において不開示情報を含む内容を審議するために開催前後の公表を実施していないものがあります。市民参画の透明性を確保し、市民の関心を高めるためにも可能な限り会議の開催前後の公表を実施するよう努めてください。

(3) その他

不開示情報を含む施策については、市民参画が実施できる部分を切り分け適切な方法を選択することで、より市民参画を図ることができると考えられますので、その可能性を検討してください。

3 周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について

必ずしも市民参画の実施を要しない施策について市民参画の機会を設けたことは一定の評価をしますが、条例等の規定を遵守し適正に市民参画を実施することで、協働によるまちづくりを進めてほしいとの思いから評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 市民説明会

条例等の規定を遵守していると認めます。

施策の内容によって市民の関心の高さは分かれるところではありますが、より多くの参加を実現するために周知方法の拡充に努めてください。

(3) 審議会等

会議の公開等については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めますが、一部の審議会等において書面開催であることを理由に会議の公表がされていないものがありました。市民参画の透明性を確保するためにも公表するよう努めてください。

4 その他市民参画の推進に関する事項について

(1) 審議会等の委員の公募について

委員については条例等の規定により公募を行わないことができますが、行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、積極的に公募を行い、市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

審議会等の委員の公募をする際に、応募する者の数が設定した公募委員の枠に満たないことが多いようです。公募をする際は審議会等の役割等を市民が理解しやすい形で周知し、応募する者が増えるよう努めてください。

審議会等の委員の多様性を確保し年齢層を偏らせないため、大学生を含めた若者の委員の選考に努めてください。

(2) 市民の意向の的確な把握について

市民に密接に関わる施策については、必要に応じて複数の方法を併用する等により、市民の意向の的確な把握に努めてください。

さらに、施策の地域性や専門性の有無等を勘案して市民参画の方法を適正に選択し、多様な市民の参画が得られるよう努めてください。

5 総評

周南市市民参画条例が平成19年に施行されてから、これまで多くの市民参画が実施され、多くの施策の形成に市民の意見が反映されてきました。この根底には、大きく変わる時代を乗り越えていくためにこれまでのやり方でなく、市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し、力をあわせて次の世代につながるまちづくりを進めなければならないという思いが流れています。

国際規模での相互依存や情報技術の進展が著しく進む一方、人口が減少し社会が縮小していくなかで行政の在り方も問い直されています。本市のパーパスである「2050年を乗り越えられる周南市」を実現していくには市民参画の更なる進展は必須です。

本答申書で述べた意見を参考にして市民参画のさらなる推進に努めていただくことを本審議会委員一同願っています。